

# 江東きっずクラブ 総合補償制度のあらまし

江東区では、保護者の方に江東きっずクラブ事業に安心して参加いただくため、「総合補償制度」に加入していただいております。

## 1 対象(被保険者)

江東区が実施する江東きっずクラブ事業に利用登録した児童

## 2 保険期間

令和6年4月1日から令和7年4月1日

## 3 保険内容

### (1) 適用範囲

- ① 児童が江東きっずクラブ事業または土曜江東きっずクラブ事業の実施施設で事業に参加中及び施設と自宅・学校との間の通常の経路における往復途上で発生した、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合、または熱中症・食中毒を発症した場合に対象となります。(傷害事故)
- ② 江東きっずクラブ事業または土曜江東きっずクラブ事業に参加中に児童が誤って偶然に他人をケガさせたり、他人の所有物を壊したりした事故で、児童が法律上の賠償責任を負う場合(児童を指導・管理すべき指導員の責任を含む)に対象となります。(児童による賠償事故)

### (2) 保険金額と支払われる内容

#### ① おケガの事故(傷害事故)

補償項目	保険金額
死亡保険金	260万円
後遺障害保険金	死亡保険金3～100%
入院保険金	日額3,000円
通院保険金	日額2,000円

- ※ 死亡保険金：事故の日または発症日から180日以内にそれらが原因で死亡したとき
- ※ 後遺障害保険金：事故の日または発症日から180日以内にそれらが原因で後遺障害が生じたとき
- ※ 入院保険金：入院して医師の治療を受けたとき、180日を限度として支払われます。
- ※ 手術保険金：入院保険金が支払われる場合で、その治療のため手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10, 20, 40倍)を乗じた額が支払われます。
- ※ 通院保険金：通院して医師の治療を受けたとき、事故の日または発症日から180日以内で、その通院日数に対し90日を限度として支払われます。

#### ◎ 保険金が支払われない場合の主なもの

- 次のような原因により生じたケガなどについては、保険金が支払われません。
- ※被保険者や保険金受取人の故意
  - ※被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
  - ※頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚症状のないもの
  - ※地震、噴火またはこれらによる津波
  - ※学校管理下の事故
  - ※父母会等が任意に主催するレクリエーション等に参加中の事故
  - ※被保険者の脳疾患・疾病(熱中症・食中毒は補償されます。)  
・心疾患 等

#### ② 児童による賠償事故 ※自己負担金額はございません。

補償項目	支払限度額
対人・対物事故共通	1事故限度額:1億円(免責なし)
管理財物事故	1事故・期間中500万円(免責なし)

- ◎ 賠償事故により支払われる主な費用項目
  - ※被害者に対する治療費・入院費・通院費・慰謝料・喪失利益
  - ※被害物の修理代または買替代(時価額限度)
  - ※裁判になった場合の争訟費用 等
- ◎ 保険金が支払われない主な場合
  - 下記のような原因により生じた賠償事故については保険金が支払われません。
  - ※被保険者の故意
  - ※地震、噴火、津波、洪水または高潮
  - ※同居の親族に対する賠償事故
  - ※排水・排気起因する賠償事故
  - ※現金等の紛失事故
  - ※切手・宝石・貴金属等の損壊・紛失または盗難
  - ※児童間による貸し借りで、返却後に発見された財物の損壊 等

### (3) 事故発生の場合

事故が発生した場合には、1週間以内に江東きっずクラブの各担当者にご連絡ください。今後の手続きや必要書類についてご案内いたします。

## 4 担当課

江東区教育委員会事務局地域教育課放課後支援係

電話 03(3647)9308